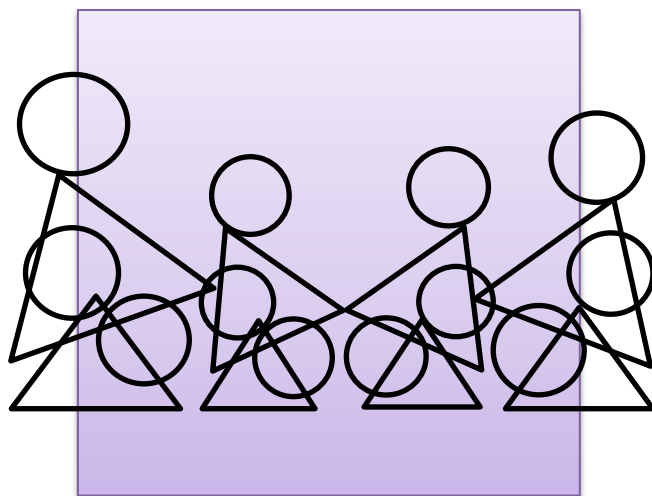


前橋市立学校における
障害を理由とする差別の解消の
推進に関する対応要領



平成29年1月

前橋市教育委員会

も く じ

はじめに	1
1 趣 旨	2
2 基本的な考え方	2
(1) 対象について	3
(2) 子ども（幼児児童生徒）への合理的配慮について	3
3 学校及び管理職の責務	4
(1) 配慮の要請等があったら	4
(2) 不当な差別的取扱い等の相談があったら	5
(3) 管理職の責務	5
4 差別解消の具体的な取組内容	5
(1) 不当な差別的取扱いの禁止	5
(2) 合理的配慮の提供	6
(3) 自立に向けた支援と合理的配慮の見直し	7
5 支援体制の整備	8
(1) 差別解消に向けた相談体制の全体像	8
(2) 校内体制の整備	9
(3) 市教育委員会の取組	9
6 理解促進のための取組	10
(1) 子どもたちの理解促進	10
(2) 教職員のスキルアップ	11
(3) 保護者や地域住民等に対する啓発活動	11
7 今後の取組	11
別紙 【具体例】	
Ⅰ 障害のある保護者・地域の方々への合理的配慮の具体例	12
○移動等に関すること	12
○行事等の参加に関すること	13
Ⅱ 障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の具体例	13
1 障害種別に関わらず学校・園全体で取り組むべきもの	13
2 障害種別の合理的配慮の具体例	14
(1) 視覚障害（視力障害・視野障害・色覚障害・光覚障害等）	14
(2) 聴覚障害（ろう・難聴等）	15
(3) 知的障害	16
(4) 肢体不自由（上肢機能障害・下肢機能障害・体幹機能障害等）	17
(5) 病弱・身体虚弱（心臓・腎臓・呼吸器等の内臓疾患及び免疫等の機能障害等）	18
(6) 言語障害（構音障害・吃音・言語発達遅滞等）	19
(7) 情緒障害（選択性かん黙・集団不適応等）	20
(8) 自閉症（自閉症スペクトラム障害・高機能自閉症等）	21
(9) 学習障害（LD）	22
(10) 注意欠陥多動性障害（注意欠如多動性障害・ADHD）	23
(11) 精神障害（統合失調症・うつ病等）	24
＜参考資料1＞特別支援教育の対象	25
＜参考資料2＞関連するWebページ	27

はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）」の施行により、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が本格的に始まりました。この取組を進めるに当たって、本市では平成28年4月に「前橋市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。本対応要領は「学校における対応」として別途策定するものです。

学校・園は、障害のある子どもも含めて子どもたちの自立を目指し、一人一人の成長を願い教育を行うところです。障害のある子どもに対しては特に、子どもの実態を把握し、課題を解決できるよう指導・支援を進めていくことが必要です。また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築することが求められています。

本対応要領は、障害者差別解消法に基づき、学校教育の中で障害のある子どもたちに幅広く質の高い教育活動を展開できるようにすることを目指しています。

策定の背景

平成18年12月	「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) 国連総会採択
平成21年12月	「障がい者制度改革推進本部」 内閣に設置
平成23年 8月	「障害者基本法」改正
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 中教審初等中等教育分科会報告
平成25年 6月	「障害者差別解消法」 成立
平成25年 8月	「学校教育法施行令」 改正（就学先決定の仕組み）（9月施行）
平成26年 1月	「障害者権利条約」 日本国批准(2月19日発効)
平成28年 4月	「障害者差別解消法」 施行

前橋市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領

1 趣 旨

本対応要領は、障害者差別解消法に基づき、前橋市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（以下、学校という）に勤務する全ての教職員(*1)が、学校における教育活動や事務等を行うに当たり、速やかに適切な対応ができるように必要な事項を定めたものです。

各学校では、本対応要領の意図や内容を理解した上で、各学校の実情に応じて、主体的に推進していくことが大切です。

2 基本的な考え方

障害者(*2)への差別を解消するために、学校及び教職員は、不当な差別的取扱いの禁止及び、障害者への速やかな合理的配慮(*3)の提供に取り組まなければなりません。

- *1 教職員には、再任用教職員、非常勤職員（嘱託員及び準常勤職員）、臨時的任用職員を含みます。
- *2 障害者とは、障害及び社会的障壁(*4)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を言います。障害者手帳の有無に関わらず障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている場合も「障害者」に当たります。
- *3 合理的配慮（reasonable accommodation）とは、障害者が皆と同じく全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを言います（障害者の権利に関する条約第2条より）。
- *4 社会的障壁とは、一般的に障害者にとって日常生活や社会生活の上で障壁となるような社会における事物（通行や利用しにくい施設・設備、段差等）、制度（利用しにくい制度、資格制限等）、慣行（障害者の存在に配慮しない慣習・文化、点字・手話通訳の不在等）、観念（障害者に対する偏見、誤解、差別的意識等）その他一切のものを指します。

(1) 対象について

前橋市立の学校において、在籍する障害(*5)のある幼児児童生徒はもとより、学校における教育活動や事務等に関わり来校する障害のある全ての人(保護者、地域の方々等)が対象です。

(2) 子ども(幼児児童生徒)への合理的配慮について

学校の教育活動の目的は、子ども一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きるための基礎や、社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことであり、本市では「まえばし学校教育充実指針」の中で、「多様な人と協働しながら主体的・創造的に活動する子ども」を目指しています。

これは、障害のある子どもについても同じです。障害のある子どもに対しては、特に、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って教育活動を進めることが大切です。そのために一人一人の障害の状態や教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めたり、生活や学習上の困難を改善又は克服したりするための適切な指導及び必要な支援を行うことが重要となります。従って、成長期にある子どもへの合理的配慮については、一人一人の子どもの成長や発達を考慮したものである必要があります。

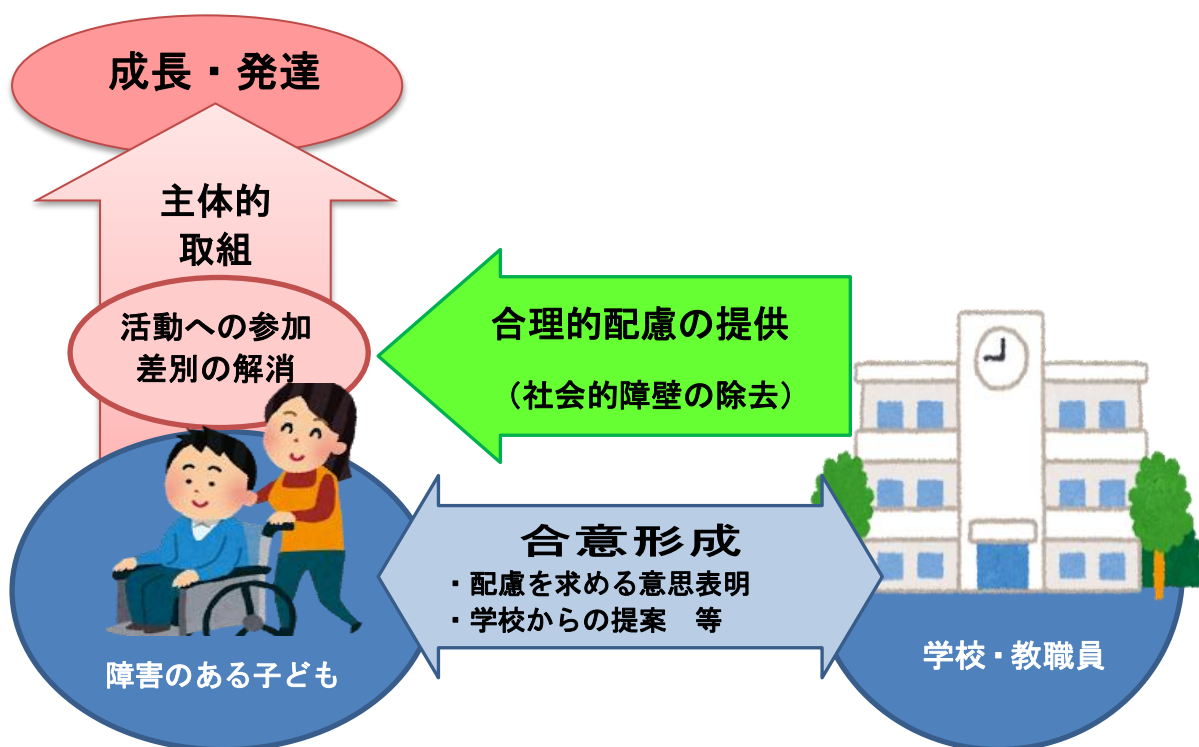


図1 子どもへの合理的配慮の提供イメージ

*5 障害とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（難病等を含む）を言います。

3 学校及び管理職の責務

(1) 配慮の要請等があったら

学校は、障害のある人等(*6)から、学校における教育活動や事務等において、配慮の要請等(意思の表明(*7))があったときには、管理職や特別支援教育コーディネーター(*8)を中心に、特別支援教育校内委員会(*9)等で速やかに対応策を協議し、合意形成を図るように努めましょう。また、その内容を「個別の教育支援計画」へ記載する等して、学校として組織的、計画的に提供するように努めましょう。

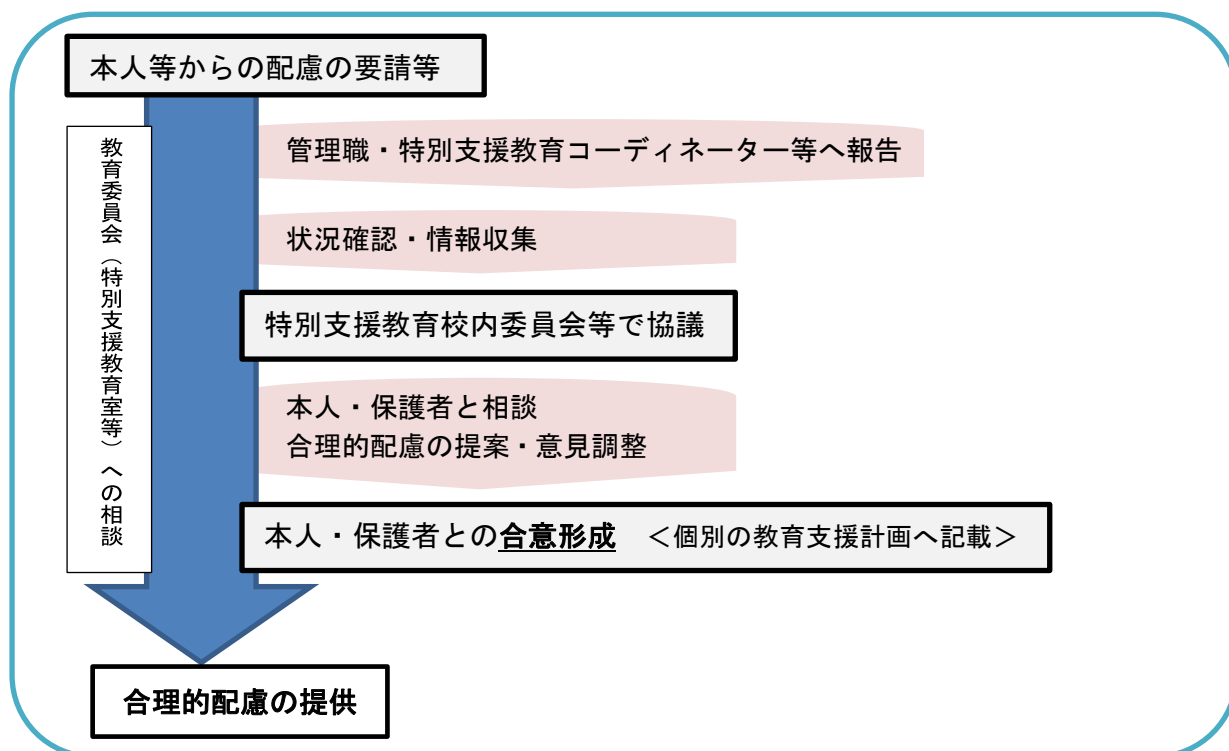


図2 合理的配慮を提供するまでの流れ

- *6 障害のある人等とは、障害のある本人はもちろん、保護者や介助者、支援者等を指します。
- *7 意思の表明は、手話を含む言語だけでなく、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚等のコミュニケーション手段（通訳によるものを含む）により行われます。意思の表明がない場合であっても、配慮を必要としていることが明らかな場合には、適切な配慮を提案する等、自主的な配慮に努めることが望まれます。
- *8 特別支援教育コーディネーターとは、特別支援教育校内委員会の運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口、研修の企画推進等の役割を担う教員であり、校長により指名されます。
- *9 特別支援教育校内委員会とは、特別な支援を必要としている子どもの実態把握や支援方法の検討等を行うための校内の組織です。参加者は、校長、園長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、養護教諭、学級担任等、各学校で決めています。

(2) 不当な差別的取扱い等の相談があったら

学校は、障害のある人等から、教職員による不当な差別的取扱い、又は合理的配慮の不提供に関する相談等が寄せられた場合は、速やかに事実確認を行う等の情報を収集し、管理職及び関係する職員で組織的に協議し、教育委員会と連絡を取り合い対応しましょう。

(3) 管理職の責務

管理職(校長、園長、副校長、教頭及び高等学校事務長)は、リーダーシップを発揮し、日常的に環境の整備及び教職員への指導に努めることが必要です。

4 差別解消の具体的な取組内容

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

教職員は、学校における諸活動を行うに当たり、正当な理由がないにも関わらず、障害を理由として学習や行事等の参加を拒んだり条件を付けたりする等、障害のある人の権利利益を侵害してはなりません。

なお、障害のない人と異なる対応であっても、合理的配慮の提供による場合等は、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

* 正当な理由の判断について

正当な理由かどうかの判断に当たっては、誰が見ても、その扱いがやむを得ないと納得できるような客観性を備えたものでなくてはなりません。障害のある本人、教職員、幼児及び児童生徒、その他の者の権利利益や学校における教育活動や事務の目的・内容・機能の維持等の点から、具体的な場面や状況に応じて個別の事案ごとに総合的・客観的に判断する必要があります。障害のある人と学校とがそれぞれの一方的な主張ではなく、丁寧な話し合いを通して、合意形成することが大切です。

なお、学校は、正当な理由があると判断した場合には、障害のある人等にその理由を説明し、理解を得るように努めてください。

【参考：不当な差別的取扱いに当たらない場合の例】

- 障害のある人へ合理的配慮を提供するために、必要な配慮のもと、障害のある人に障害の状況等を確認すること。
- 障害の状況に合わせて、授業や学校行事等への参加の仕方を本人・保護者の了解の基に変えること。
- 通級による指導や特別支援学級及び特別支援学校において、特別な（障害の状況を考慮した）教育課程(*10)を編成すること。
- 学習の評価において、障害の状況を考慮した教育課程に基づく個別の評価計画に沿って評価すること。

(2) 合理的配慮の提供

学校における諸活動を行うに当たり、障害のある人等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、あるいは配慮を必要としていることが明らか
な場合には、障害のある人等と学校との相談による相互理解を通じて、過重な
負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提
供を行わなければなりません。

*過重な負担かどうかを検討する視点

学校における諸活動への影響の程度	その配慮を提供することで、学校における諸活動の目的・内容・機能が損なわれないか。また、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の確保、損害発生の防止等）が損なわれないか。
実現可能性・合理性の程度	その配慮の提供に当たり、学校全体の物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等は実施可能な程度であるか。
費用・負担の程度	その配慮の提供に当たり、費用及び事務負担は、実施可能な程度であるか。

「合理的配慮」は、障害の特性や配慮が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものです。その提供に当たっては、障害のある人の性別や年齢（学年）、状態等に配慮することが必要です。

なお、配慮の内容について、学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、市教育委員会が「教育支援委員会(*11)」等の助言等を基に、学校と本人・保護者双方の意見を調整し、その解決を図るよう努めます。

*10 特別な教育課程では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れて編成します。また、知的障害のある児童生徒の教科等の学習には、障害の程度に応じて特別支援学校学習指導要領に拠る教科や学習形態等を取り入れることができます。一方、知的障害のない児童生徒の教科等の学習は、通常の学習指導要領に準拠した学習を行います。

*11 教育支援委員会では、医師や教育や福祉の関係者など各分野の専門家により、特別な教育的支援や配慮を必要とする子どもに関して、一人一人のニーズに応じた学校教育を行うための方策を総合的に検討します。なお、特別支援学級や特別支援学校、通級指導教室の利用については、教育支援委員会の総合的な判断をもとに本人や保護者と相談を進め、本人及び保護者の意見を最大限尊重して決定します。

(3) 自立に向けた支援と合理的配慮の見直し

障害のある子どもに提供する支援や合理的配慮の内容は、成人に提供するものの以上に、本人の発達や障害の状況等に対応して、成長を促せるものに見直ししていく必要があります。定期的、あるいは必要に応じて学校と本人・保護者で話し合い、その成果について評価・確認し、更新していきましょう。

また、更新された内容は「個別の教育支援計画」に記載するとともに、職員会議等において全教職員が情報を共有し、学校として組織的に対応できるようにしましょう。

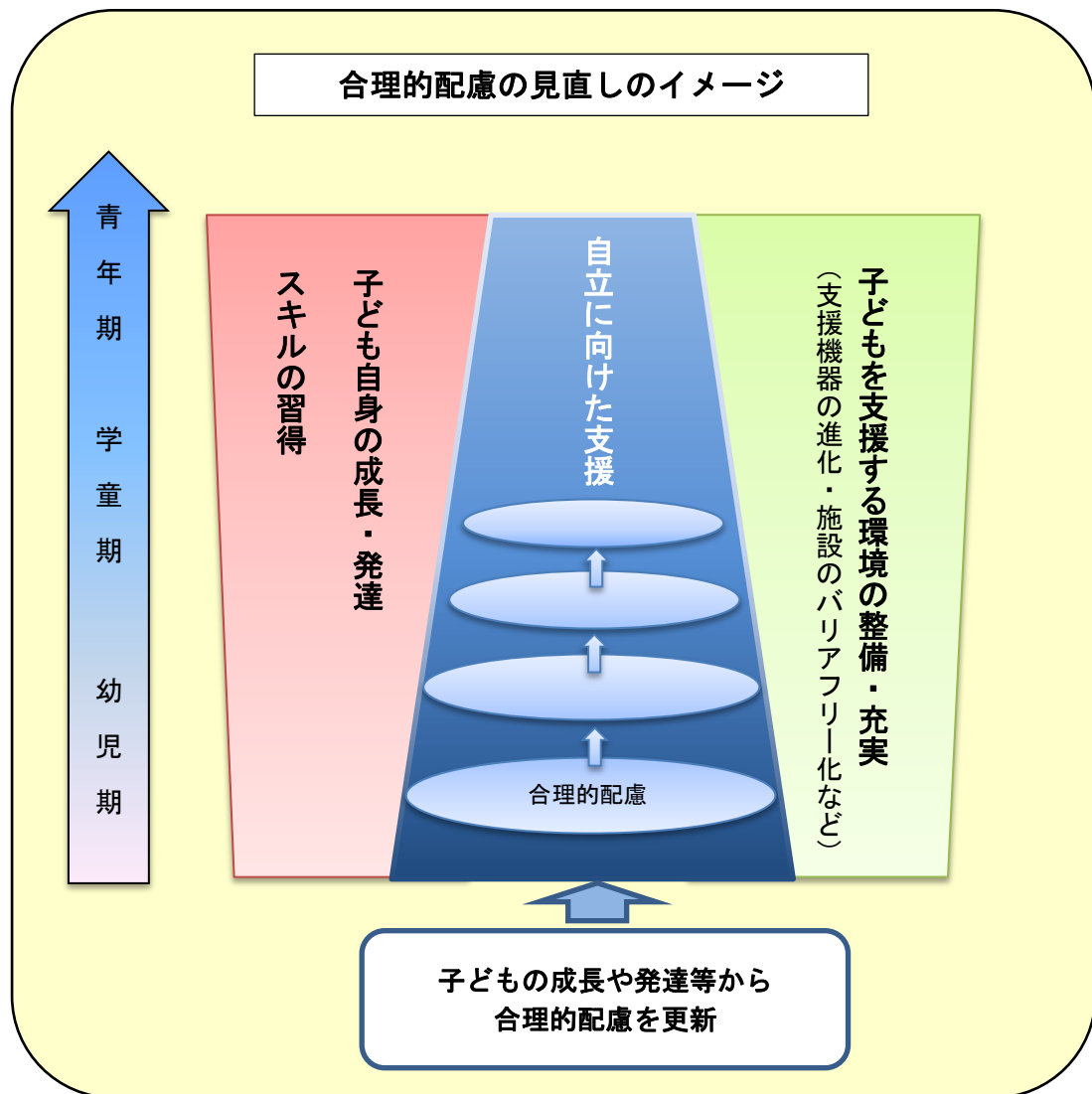


図3 合理的配慮の見直し

5 支援体制の整備

(1) 差別解消に向けた相談体制の全体像

不当な差別的取扱いの解消や合理的配慮の提供においては、学校と本人・保護者との合意形成がとて重要になります。この合意形成を支援するために、教育委員会では次の図のような相談体制を整えています。具体的には、総合教育プラザ特別支援教育室(幼稚園の場合には幼児教育センター)が窓口となり、教育委員会や福祉部等の関係各課と必要な連携を図りながら、調整や情報提供・指導助言等を行います。

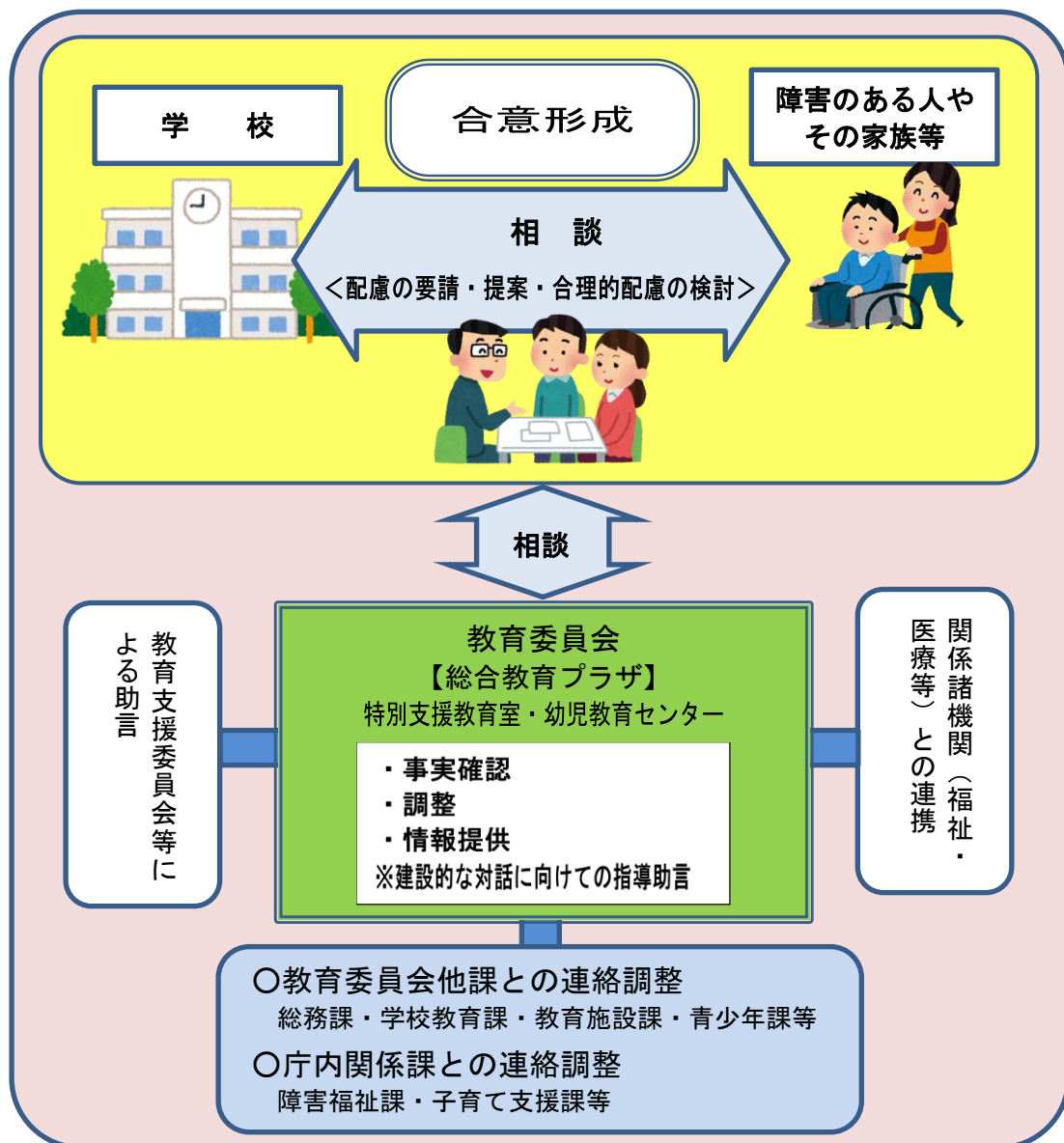


図4 差別解消に向けた相談体制の全体像

(2) 校内体制の整備

学校では、障害者への差別を解消するための取組を進めるに当たり、すでに整備している特別支援教育の校内体制を有効に活用し組織的に対応することが大切です。そのためには、日頃から職員の共通理解を図ることや、巡回相談や指導主事の学校訪問、関係機関等との連携等により、支援体制の充実を図るようにしましょう。



図5 各学校の校内体制

(3) 市教育委員会の取組

学校における障害を理由とする相談に的確に対応するため、総合教育プラザに相談窓口を設置します。本人・保護者及び学校から寄せられる相談について、教育委員会各課等との連絡調整を行い、その解決に向けて指導助言等の対応を行います。

6 理解促進のための取組

障害者差別は、障害に関する知識や理解の不足や意識の偏りによって起こる面が大きいと考えられます。教育委員会では研修会の開催やリーフレットや資料の配布等を通して、教職員はもとより保護者・地域の方々への理解と啓発を行っていきます。学校では、教育活動全体を通して、子どもたちに障害についての理解を深めさせていくとともに、障害者差別の解消に向けての意識や態度を育てることが重要です。また、保護者をはじめ地域の方々に対して障害者差別解消に向けて、学校での取組を積極的に発信するなど啓発に努めましょう。

(1) 子どもたちの理解促進

子どもたちが障害についての理解を深めるためには、意図的・計画的な学習が必要です。各幼稚園・学校では次のことに留意して取り組みましょう。

- 幼稚園：幼児期においては、特に障害のある子どもと障害のない子どもとが、日常的にふれ合い一緒に活動する中で、お互いを理解し受け入れる心が育ちます。活動や場の共有を大切にした指導を行いましょう。
- 小中学校：幼児期の経験を基に、障害者との交流及び共同学習等を通して、互いを認め尊重し合えるような人間関係づくりが大切です。低学年から、障害がある子どもと障害のない子どもとが、お互いの持てる力を発揮して共に活動できるような機会を、可能な範囲で設定しましょう。また、小中学校9年間を通して、道徳や人権教育等の中で、障害に関する知識や権利等について学び、障害者とふれ合う体験と結びつけて理解し行動できるようにしましょう。
- 高等学校：小中学校での学びを基に、福祉や人権に関する学習や体験活動等を通して、障害のある人と障害のない人とが共生する社会について考えられるようにしていきましょう。

【子どもたちの障害理解のための学習例】

- ・日常的な学級活動や人権週間での「思いやり」を育てるための学習
- ・教育活動全体を通しての道徳、人権教育、福祉教育等
- ・特別支援学校や特別支援学級との交流及び共同学習

(2) 教職員のスキルアップ

教職員一人一人が障害のある人等に対して適切に対応し、また、障害のある人等からの相談等に的確に対応できるようにすることが大切です。そのために、校（園）内研修の実施や関係諸機関が開催する研修会等への参加により、教職員が障害のある人も障害のない人も相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義について理解を深めるよう努めましょう。また、障害のある方やその家族の心情を受け止め、一緒に考えられる教育相談的に対応する力を高めましょう。

【教職員の研修例】

- ・ 校（園）内研修
- ・ 市教委主催の特別支援教育コーディネーター研修会、講演会等
- ・ 前橋特別支援学校や特別支援学級の授業参観

(3) 保護者や地域住民等に対する啓発活動

障害者差別は、本人のみならず、その家庭等にも深い影響を及ぼします。学校での差別解消に向けた考え方や取組を家庭や地域へ伝える等、地域の方が障害者への理解を深めるように周知・啓発に取り組みましょう。

【市民への啓発の例】

- ・ 保護者に対してのPTAセミナー等
- ・ 地域住民に対しての学校公開や各種たより、Webページ等
- ・ 市教委・障害福祉課等が作成した啓発資料（リーフレット等）の配布

7 今後の取組

教育委員会では、この対応要領を基本とした各学校における差別解消に関する取組を支援していきます。今後、各学校で行う合理的配慮の提供についての事例を収集するとともに、その事例を学校へ情報提供をするなどして、各学校における差別の解消を推進できるようにしていきます。

また、教育委員会では、各学校において、障害の有無に関わらず子どもたちが可能な限り同じ場で共に学び活動できるように推進していきます。さらに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みについて整備を進めていきます。

なお、本対応要領については、学校の取組の状況や関係法令に合わせて、適時、必要な見直し改善を図っていきます。

別紙

前橋市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領

【具体例】

障害の種類が同じであっても、人の顔や性格がそれぞれ違うように、障害に対しての支援や配慮も一人一人異なり多種多様であるため、個別に対応することを基本とします。各学校においては、一人一人の子どもの成長や発達段階、障害の状況を踏まえつつ、将来の社会自立に向けて、障害のある子どもや保護者等と丁寧に話し合いながら、合理的配慮の提供に努めなければなりません。

従って、ここに挙げるものは、あくまでも例示です。「必ずやらなければならない」とか、「挙げられてないものはやらなくても良い」というものではありません。本具体例の他に内閣府ホームページ（合理的配慮具体例データ集）等も参考にしてください。

I 障害のある保護者・地域の方々への合理的配慮の具体例

保護者や地域の方等で障害のある方に対しては、次のような合理的配慮が考えられます。また、このほか前橋市の職員対応要領も参考にしてください。

○ 移動等に関すること

- ・ 移動に困難のある障害者のために駐車場を確保する。
- ・ 参加する行事で使用する教室を移動しやすい場所に変更する。
- ・ 車椅子利用者に段差での車椅子の介助や携帯スロープを渡す等をする。
- ・ 障害の状態により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

○ 行事等の参加に関すること

- ・他人との接触、多人数の中にいることによる過度の緊張や疲労を感じやすい障害者から休憩の申し出があった際、障害の特性や施設の状況に応じて別の場所等を準備する。
- ・会議や面談等では、障害の状況に応じて、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- ・障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、比喩表現や二重否定の表現を用いない、必要に応じてメモや説明図を渡す等を配慮する。
- ・配架棚の高い所に置かれた図書等を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりする。
- ・不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・説明会や会議の進行に当たっては、職員等が参加者の障害の状態に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

Ⅱ 障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の具体例

1 障害種別に関わらず学校・園全体で取り組むべきもの

- 理解啓発：障害の特性や行動様式、治具・補助具等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。
- 環境整備：校内での活動や移動に支障がないよう校内環境を整備する。
- 外部人材：特別支援学校のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、必要に応じて専門家や幼児教育センターの幼児教育アドバイザー等からのアドバイスを日常生活での配慮に生かす。
- 学習評価：合理的配慮の提供を受けていたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から外したり、評価において差を付けたりしないように適切な評価の計画を立て、評価する。
- 行事参加：学校行事や授業等への参加については、障害の状況に合わせた支援や配慮を本人や保護者とともに丁寧に検討し、必要な配慮を実施する。
- 安全確保：特に、校（園）外学習や体育等では、本人の安全確保に努める。

2 障害種別の合理的配慮の具体例

(1) 視覚障害（視力障害・視野障害・色覚障害・光覚障害等）

<p>特 性 等</p>	<p>視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態を言う。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、周囲の状況把握、移動、相手の表情等が分からないことによるコミュニケーションの困難等がある。</p> <p>※片眼が全く見えない場合にも、配慮を必要とすることがある。</p>
<p>合 理 的 配 慮 の 具 体 例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その子特有の見えにくさや、使用する拡大鏡等の視覚補助具・拡大教科書等の教材について、周囲の子どもや教職員等への理解啓発に努める。 ○廊下等も含めて校内の明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等、校内環境を整備する。 ○盲学校（視覚障害支援センター）や弱視特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医のアドバイスを日常生活上で必要な配慮に生かす。 <p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○板書やスクリーン等がよく見えるように、文字と背景の色や文字の大きさに配慮したり、黒板に近い席を確保したりする。 ○聞いて内容が理解できるように状況等を丁寧に説明するとともに、拡大した資料等を用いる。 ○音声による具体的な情報提供を心がけるようにする。 <p>【特別支援学級や特別支援学校等で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICT機器の読み上げソフト等を活用し、情報の保障を図る。 ○実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。 ○給食等、食事の場面では、本人が食べやすい位置に食器を設置したり、スプーン等を手渡したりする。

【用語の説明】

- * 視野障害・・・視野狭窄がある場合、横から近付いてくるものに気付かないことや、歩いている段差に気付かないことがある。一方で、視野の中心視力が残っている場合には、小さな文字が読めることもある。
- 中心暗点がある場合には、周囲の状況が比較的わかりやすいので、移動等に支障がない場合もある。しかし、中心部の視力が低いために文字を読んだり、ものを詳しく見たりすることには支障をきたす。
- * 光覚障害・・・暗順応障害と明順応障害がある。暗順応とは、うす暗い光の中でも次第に目が慣れることである。暗順応障害では、目が慣れるのに著しく時間がかかる。また、暗いところではほとんど見えず、夜道などを歩くのに困難を感じる。夜盲といわれる状態である。明順応障害は、明るいところで目が慣れにくく見えにくい。昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明しゅうめいという。まぶしくて見えにくいだけでなく、痛みを感じたり目が開けられなくなったりする。

(2) 聴覚障害（ろう・難聴等）

<p>特 性 等</p>	<p>身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言う。聴覚障害がある子どもには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語や手話など、多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <p>○聞こえにくさによる不自由さや困難さ、使用する補聴器等、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子どもや教職員等への理解啓発に努める。</p> <p>○聾学校（聴覚障害支援センター）や難聴特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店等との連携による情報を、日常生活上で必要な配慮に生かす。</p>
	<p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <p>○分かりやすい板書に努める。</p> <p>○座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚へのノイズ軽減対策（使用済みテニスボール等の緩衝材の利用）、FM式補聴器等の使用等、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。</p> <p>○状況の変化や日程予定等の変更の時に、メモ等で知らせる。</p>
	<p>【特別支援学級や特別支援学校等で提供することが想定されるもの】</p> <p>○外国語のヒアリング等における音質・音量調節、絨毯・畳のある学習場所への変更、文字による代替え問題の用意等の配慮をする。</p> <p>○体育等における音による合図を視覚的に表示する等の配慮をする。</p> <p>○教科書の音読箇所を視覚的に示したり、ICT機器の活用、要点をプリントにまとめて提供したりする。</p> <p>○身振りや簡単な手話等の使用や筆談等に努める。</p>

【用語の説明】

- * 筆談・・・通常であれば会話できる距離にいる人との間で、発話によってではなく、互いに文字を書いて意思を伝え合う方法。
- * 口話・・・「読話」とも言う。口元を読むことで、話している内容を推測し理解して会話する方法。
- * 手話・・・耳や言葉が不自由な人が使う視覚言語で、主として手や指を用いて意思を伝達する方法。
- * 指文字・・・5本の指の形と動きで50音を表す方法。手話では表現が難しい名称や名前などの固有名詞をあらわすときに用いる。
- * 人工内耳・・・難聴があって補聴器での装用効果が不十分な場合に手術の適応となり得る。人工内耳を装用したとしても、手術後にすぐに、聞き取りが聴覚に障害のない状態と同等になるわけではない。また、その後の聞き取りにおいても個人差がある。一般的にはごく低年齢で手術を実施する。言語の意味理解を始めとする諸々の知的発達、社会性の発達については、近年、早期からの教育的対応を行うことで相当の成果を上げており、この面での特別な手だての必要性を軽減している例が増えてきている。

(3) 知的障害

<p>特 性 等</p>	<p>一般に、同年齢の子どもと比べて、認知や言語等に関わる知的機能に困難を有し、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用等についても、特別な支援や配慮が必要である。その状態は、環境的・社会的条件で変わる可能性があると言われている。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害の状態は他者から分かりにくいことや、その特性として実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるようにするために、周囲の子どもや教職員等への理解啓発に努める。 ○専門家からの支援や、特別支援学校や特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等の疾病へ対応するため、医療機関との連携を図る。
	<p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理解の程度を考慮し、基礎的・基本的な学習内容が習得できるように工夫する。 ○自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする等の校内環境を整備する。
	<p>【特別支援学級や特別支援学校等で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活年齢と知的発達の違いによる困難さを周囲が理解することで、当事者がストレスを感じないように過ごすことができるように努める。 ○知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う(例えば、焦点化を図る、基礎的・基本的な学習内容を重視する、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにする等)。 ○文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調節、具体的な用語の使用、教材の動作化や視覚化、数量等の理解を促すためのフラッシュカードや文字カード、絵カード、数え棒、パソコンの活用等、知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示・教具を提供する。 ○具体的な活動場面において、実際の状況下での体験的な学習を取り入れ、生活力が向上するよう指導するとともに、学習活動が円滑に進むよう、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。

【用語の説明】

- *療育手帳・・・【群馬県では、緑色の手帳】：知的障害のある人に交付される。障害の度合いにより、重度のA1、A2、A3、中度のB1、軽度のB2の等級に区分される。
- *身体障害者手帳【前橋市では、赤色の手帳】：視覚障害（視力障害・視野障害）、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝機能等の障害）のある人に交付される。障害の度合いにより、重度の1級から6級の等級に区分される。

(4) 肢体不自由（上肢機能障害・下肢機能障害・体幹機能障害等）

<p>特 性 等</p>	<p>身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記等の日常生活動作が困難な状態を言う。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行う。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさの確保のために協力できること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。 ○必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。 ○移動に困難のある場合には、通学のための駐車場を確保したり、教室配置の工夫や校内環境（段差の解消、スロープ、手すり、開き戸等）を整備したりする。 ○身体の動かしにくさを周囲が理解し、行動等においては、必要に応じて補助を申し出る等、支援の提供を行う。
	<p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上肢に不自由がある場合に、書く時間を延長したり、書いたり計算したりする量を軽減したり、体育等での運動の内容を変更したりする。 ○車椅子使用の子どもが栽培活動に参加できるように鉢やプランターを置く場所を配慮する等、体験活動に参加しやすい環境を整える。
	<p>【特別支援学級や特別支援学校等で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育の授業の際に、上下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。 ○書字の能力に応じたプリントを使用したり、計算ドリルの学習にパソコンやタブレットPCを使用したり、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）を活用したりする。

【用語の説明】

- * 肢体不自由拠点校・・・市内には、エレベーターや多目的トイレ等、バリアフリーの配慮を優先的に行う「肢体不自由拠点校」がある。
- 小学校・・・（天川小・山王小・桂萱小・勝山小・桃川小・大胡小・大胡東小）
- 中学校・・・（みずき中・第五中・第六中・第七中・桂萱中・南橘中・大胡中）

(5) 病弱・身体虚弱（心臓・腎臓・呼吸器等の内臓疾患及び免疫等の機能障害等）

<p>特 性 等</p>	<p>病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表している。これらの用語は、このような状態が継続的に起こる又は繰り返し起こる場合について用いられる。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備すること(主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築)。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。 ○病状によっては特別な支援を必要とすることや、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子どもや教職員、保護者の理解啓発に努める(外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等)。 ○病気のため階段を使用しての移動が困難な場合や医療上の処置を必要とする場合には、教室配置を工夫したり校内環境を整備したりする(P17参照)。 <p>【特別支援学級や特別支援学校等で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○慢性的な病気等のために他の子どもと同じように運動ができない場合には、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりする等、病気等の特性を理解し、無理なく参加できるようにするための工夫をする。 ○治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒に対し、補講を行う等、学習機会を確保する方法を工夫する。 ○入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整する。また、それに応じた教材を準備したり、実技を実施可能なものに変更したりする。アレルギー等のために材料を使用できない場合は、別の材料に変更する。 ○治療過程で学習可能な時期を理解し、健康状態や体調の変化に応じた教科学習や適切な運動等、医療機関と連携して指導を行う。

【用語の説明】

- * 医療的ケア支援事業・医療的ケアを必要とする障害児（者）に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において主治医の指示に基づいて訪問看護師が医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿等）を行う。所得に応じて1割の定率負担がある。
(前橋市)
- * てんかん・・・通常は規則正しいリズムで活動している脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい発作が現れる病気。服薬によりこれらの症状を抑えることもできる。

(6) 言語障害（構音障害・吃音・言語発達遅滞等）

特性等	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じる等、社会生活上不都合な状態であることを言う。
合理的配慮の具体例	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○言語表出の困難さにより、周りの人から嘲笑され自己肯定感が下がることがないように、言語障害の特徴や本人の困難さについて周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。 ○言語通級指導教室担当者や言語障害の専門家(ST等)との連携による指導の充実を図る。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて教科書の音読や音楽の歌唱等において個別に対応する等の配慮を行う。 ○発音の状況に応じて、筆談やICT機器等による代替手段によるコミュニケーションを行う。

<参考：通級による指導（言語障害）>

言語の障害やコミュニケーション上の困難を改善又は軽減したり、周囲との望ましい人間関係を育てたりすることを目的に、次の指導等を行う。

- ①正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導等の構音の改善に関わる指導
- ②吃音に関する正しい知識や認識を深めるとともに、遊びや教師とのやり取りを通して、子どもの話す意欲と自信を育てる指導
- ③遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導

言語障害の改善・克服のためには、学校における特別な指導の下に、生活場面で継続的に発音・発語の練習を行う必要があり、家庭や在籍学級の担任と連携を密接に図ることが大切である。さらに、器質的な障害のある子どもについては、医療機関等との連携を密にすることも大切である。

【用語の説明】

- * 構音障害・・・構音障害とは話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」等のように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指している。
 - ア 器質性構音障害：口唇、舌、歯等の構音器官の構造や機能の異常が原因によるもの。
 - イ 機能性（発達性）構音障害：聴覚、構音器官等に器質的疾患がなく、成長過程での構音の習得において誤った構音が固定したと考えられる。構音の仕方を習得する過程の幼児については、誤った構音の状態を示すことがあり、構音障害と判断できないこともある。
- * 吃音・・・自分で話したい内容が明確にあるのに関わらず、また構音器官のみひ等がないにも関わらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ない等、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態を指す。現在のところ、原因は不明である。

(7) 情緒障害（選択性かん黙・集団不適応等）

特性等	状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言う。
合理的配慮の具体例	【学校・園全体で取り組むもの】 ○情緒障害の状態像は多様であるので、どのような困難があるのか保護者や関係者から丁寧に情報収集し対応する。 ○状況によっては他者からの働きかけを受け止める余裕がないことや主張や表現が困難なことがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者へ理解啓発に努める。 ○情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。 ○衝動的な行動によるけが等を防ぐため、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。
	【学級で提供することが想定されるもの】 ○心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。 ○場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和するための配慮や、文字による表現に変更する等の配慮をする。
	【特別支援学級や通級による指導等で提供することが想定されるもの】 ○社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。 ○情緒障害のある子どもの状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う(カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等)。

<参考：通級による指導（情緒障害）>

基本的には、特別支援学校等における自立活動の指導を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、限られた授業時数の中で自閉症・情緒障害特別支援学級と類似したねらいで指導を行う。なお、通級による指導では子どもの障害の状態等に即して、必要に応じて各教科等の補充的な指導も行う。

【用語の説明】

- * 選択性かん黙・・・発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はないが、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外等）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態。原因は、生来の対人緊張や対人不安の強さがあり、集団に入るとその不安が増強することで身を固くして防衛しているものと考えられている。
- * 不登校・・・情緒障害教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり家を出ても登校できなかつたりする状態。本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態であり、怠学や学校の意義を否定する等の考えから意図的に登校を渋っているわけではない。なお怠学等の場合は、情緒障害の範疇には含まない。

(8) 自閉症（自閉症スペクトラム障害・高機能自閉症等）

<p>特 性 等</p>	<p>自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れるが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他者からの働きかけを適切に受け止められないことや言葉の理解が十分ではないこと、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。 ○自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や特別支援学校、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。 ○衝動的な行動によるけが等を防ぐため、安全性を確保した校内環境を整備すること。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚(明るさやちらつき、音への過敏性等)を踏まえた校内環境に配慮する。 ○自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。 <p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。 ○「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等による学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う(動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等)。 <p>【特別支援学級や通級による指導等で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付ける等)。 ○特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図面、模型、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を利用したりする。 ○言葉による指示だけでは行動しにくいこともあることから、学習活動の順序が分かりやすくなるような活動予定表等の活用や実際の体験の機会を多く設定する。

【用語の説明】

* 自閉症スペクトラム障害・自閉症やアスペルガー症候群などの状態はそれぞれ独立したものではなく状態像として連続している一つのものであるという考え方 (DSM-5)。コミュニケーションの障害(言葉の発達の遅れや偏り)、社会性の障害(対人関係を上手に持てない)、想像力の障害とそれに基づく行動の障害(こだわり行動、関心の対象の狭さや偏り)の3つの特徴が見られる。

(9) 学習障害 (LD)

<p>特 性 等</p>	<p>学習に必要な基礎的な能力(聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等)のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりして、学習上、様々な困難に直面している状態である。学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障害や自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるため、個々の子どもの実態に基づいた対応が必要である。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○努力しても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと、人には様々な個性があること、特定の感覚が過敏な場合があること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。 ○特別支援学校や発達障害者支援センター等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。 ○類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりする等、校内の環境を整備する(余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示等)。 <hr/> <p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける(文章を理解するための時間延長、必要な学習活動への重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気づくり、困ったときに相談できる人や場所の確保等)。 ○読み書きや計算等に対して、別の方法で代替することや他の能力で補完する等の配慮を行う(文字の形を見分けることができるようにワークシート等の行間を広くする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等)。 ○通級による指導での指導方法を参考にするとともに、チームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具等の工夫を行う。 <hr/> <p>【特別支援学級や通級による指導で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)。 ○読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等)。 ○身体感覚の発達を促すために、体を大きく使った活動や様々な感覚を同時に使った活動等を指導に取り入れる。 ○安心して活動に参加できるように、活動内容を板書する等して分かりやすく説明する。

【用語の説明】

- * 読字障害……読みの困難。読字障害があると、結果として文字を書くことにも困難を感じる場合が多いため、読み書き障害と呼ばれることもある(デ・イスクラ)。
- * 書字障害……書きの困難。「文字が書けない」「書いてある文字を写せない」などの書く能力に困難がある学習障害を書字障害と呼ぶ。文字が読めるのにもかかわらず書けない場合も書字障害に分類される(デ・イスクラ)。
- * 算数障害……数字や数式の扱いや、考えて答えにたどり着く推論が苦手な学習障害(デ・イスクラ)。

(10) 注意欠陥多動性障害（注意欠如多動性障害・ADHD）

<p>特 性 等</p>	<p>おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力の問題や、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態を言う。注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障害や自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるため、個々の子どもの実態に基づいた対応が必要である。</p>
<p>合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校・園全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止や防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。 ○特別支援学校や発達障害者支援センター等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。 ○注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、クールダウンのための静かな小部屋の設置等)。 <hr/> <p>【学級で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、課題量の調整や、途中で忘れないように視覚的な手がかりを工夫したり、別の方法で補ったりする等の配慮を行う(自分を客観視するための確認表、物品の管理方法の工夫、メモの使用等)。 ○聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、必要な物だけを机に出させる、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等)。 <hr/> <p>【特別支援学級や通級による指導で提供することが想定されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う(学習内容を分割して適切な量にする等)。 ○好きなものと関連付ける等、興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫したり、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を取り入れたりする。 ○活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める(十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困った時に相談できる人や場所の確保等)。

【用語の説明】

- * 不注意・・・気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。
- * 多動性・・・じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。
- * 衝動性・・・話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

(11) 精神障害（統合失調症・うつ病等）

<p style="text-align: center;">特 性 等</p>	<p>統合失調症、うつ病等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている障害である。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の人々は地域社会の中で安定した生活をしている。具体的には、人と対面することやコミュニケーションが苦手な人、ストレスに弱く、緊張したり疲れやすかったりする人、警戒心が強い人、妄想や幻覚の症状がある人もいる。</p>
<p style="text-align: center;">合理的配慮の具体例</p>	<p>【学校全体で取り組むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者や医療との連携を図り、服薬への配慮を含め必要な支援を明確にする。 ○ゆっくり、やさしい口調で声をかける。相手をとがめるような表情や口調はしないようにする。 ○後から声をかけるとびっくりしてパニックになってしまう人がいるため、声をかけるときは、相手の前から声をかける。 ○相手の話が理解しにくい人もいるため、ポイントを絞り、分かりやすい言葉で「ゆっくり」「丁寧に」「具体的に」説明する。 ○断片的な言葉からでも、相手の気持ちや状況を窺いながら話したりして、話の内容を理解するように努める。 ○結論や重要なことは、メモにして渡す。 <p>※ (7)情緒障害の項も参考にすること</p>

【用語の説明】

- * 精神障害者保健福祉手帳【群馬県では、青色の手帳】：精神障害のある人に交付される。障害の度合いにより、重度の1級から3級の等級に区分される。
- * 統合失調症・・・幻覚、思考障害、感情や意欲の障害等、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、対人関係が難しくなる等、様々な日常生活における障害を引き起こすが、服薬によりこれらの症状を抑えることもできる。
- * うつ病・・・・・・気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味をもてなくなったりして、日常生活に支障をきたす症状。

【用語の説明】

- * 二次的障害・・・本人が抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題（否定的な自己イメージをもったり自尊心が低下したりすることによって、情緒の不安定、反抗的な行動、深刻な不適應の状態等）が出てしまうもの。
 - 外在化障害（極端な反抗、暴力、家出、犯罪行為など行動上の問題として他者に向けて表現される反社会的な言動等）
 - 内在化障害（不安、気分の落ち込み、強迫症状、対人恐怖、引きこもり等、情緒的問題として、自己の内的な苦痛を生じる分離不安障害、社会不安障害、気分障害、強迫性障害等）

＜参考資料 1＞ 特別支援教育の対象

下表で示す障害の程度を目安に特別支援教育の環境を整えます。教育支援委員会において協議し、障害のある子ども一人一人についてどの環境が適しているかについて総合的な判断を行います。就学先については、市教育委員会や学校が本人や保護者と話し合い、本人及び保護者の意見を最大限尊重して決定します。

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱・身体虚弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害	<p>※自閉症・情緒障害、発達障害等の子どもの中には、成長とともにうつ病や強迫性障害、適応障害、統合失調症等の精神疾患の症状が顕在化する場合がある。日常生活や社会生活への適応が著しく困難なものについては、医療との連携の上で、病弱特別支援学校への就学も検討する。</p>	<p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの(これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る)で、その程度が著しいもの</p>	<p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの(これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
情緒障害		<p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
自閉症		<p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>	<p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
学習障害		<p>※学習障害、注意欠陥多動性障害のものうち、その程度が著しく、日常生活や社会生活への適応が困難なものについては、特別支援学級への就学も検討する。</p>	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
注意欠陥多動性障害		<p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>	<p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

学校教育法施行令第22条の3及び、
25 文科初第756号初等中等教育局長通知による

＜参考資料２＞ 関連するWebページ

- 内閣府（障害を理由とする差別の解消の推進）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 内閣府（合理的配慮具体例データ集 合理的配慮サーチ）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
- 文部科学省（特別支援教育）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- 国立特別支援教育総合研究所
<http://www.nise.go.jp/cms/>
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 国立発達障害教育情報センター
<http://icedd.nise.go.jp/>
- 前橋市（障害者差別解消法の施行に伴う前橋市職員対応要領の策定について）
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/125/126/p016301.html>

※ Webページアドレスは、平成28年12月28日現在のもの

前橋市教育委員会 平成29年1月18日 策定